

建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者及び
監理技術者補佐の取扱い（いわゆる監理技術者の専任義務の緩和）について

1 概要

監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定に基づき、監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置した場合は、監理技術者の複数現場の兼務が可能となる（この場合の監理技術者を「専任特例2号の監理技術者」という。）。

2 専任特例2号の監理技術者の配置を認めない工事

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される工事は、専任特例2号の監理技術者の配置を認めないものとする。

3 専任特例2号の監理技術者を配置する場合の要件

上記2に該当する工事を除く全ての工事において、専任特例2号の監理技術者を配置する場合、以下の全ての要件を満たすことを要する。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の監理技術者を配置できる工事は、同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一つの工事とみなす。
- (5) 監理技術者が兼務できる工事は、各総合支庁本庁舎又は各総合支庁地域振興局管内の工事とする。
- (6) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務について明らかにすること。

4 専任特例2号の監理技術者を配置する場合の提出書類

契約時に、上記要件について確認できる以下の書類を提出すること。

- (1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者等の合格証等）
- (2) 監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し
- (3) 監理技術者と監理技術者補佐の業務分担、連絡体制等を記載した書類

5 施行日

令和6年12月23日

ただし、令和6年12月23日に施工中の工事（令和6年12月22日までに契約又は施工された工事）についても適用するものとする。